

所管部課		健幸福祉部 障害福祉課		部長		青木 一麻		
件 名		東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項		○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 心身障害者自動車ガソリン費助成事業は、ガソリン費用（軽油を含む。）の一部について、これに含まれる税額に相当する程度の費用を助成する事業であり、税額に相当する程度の費用には、ガソリン税等の暫定税率分も含むものとしている。 ここで、ガソリン税暫定税率については令和7年12月31日をもって廃止され、軽油引取税暫定税率は令和8年4月1日をもって廃止されたが、助成費用として引き続き、廃止前の暫定税率相当分を含めた額を助成するため、東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱第1条の目的規定について、文言を改めるものである。 (1) 改正内容 第1条中「うちこれに含まれる税額に相当する程度の費用」を「一部」に改める。 (2) 施行日 決裁日から施行する。 (3) 影響及び効果 助成月額については、第3条で1リットル当たりの単価を規定しており、その規定に変更はないため、対象者への影響はない。								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・令和7年12月31日をもってガソリン税暫定税率廃止 ・令和8年4月1日をもって軽油引取税暫定税率廃止 ・総務課において審査済み								
3. 留意事項（問題点等）								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。								
5. 審議結果 了承								